

ネット広告の電気工事で高額請求！

事例

ブレーカーがすぐ落ちてしまうので慌ててネットで修理業者を検索した。「ブレーカー修理2千円～」と広告のあった業者に自宅に来てもらったが、このままでは火事になると言われたので工事を任せたら20万円請求された。高すぎる。(60代、女性)



◎ 「広告の料金表示」はうのみにしない

現場の状況次第で料金は変わります。広告料金で工事できるとは限りません。

◎ 料金や内容に不安を感じたら作業は断る

提示された作業内容や料金の妥当性は判断できません。無理にその場で決めないで作業は断りましょう。



お断りします

◎ 電気工事は信頼できる業者に依頼する

- ・ 停電の場合は契約している電力会社や電気工事店、機器の故障は販売店やメーカーに相談しましょう。
- ・ 電気工事店をご存じない場合は、『でんき工事ホームセンター』に相談しましょう。

※でんき工事ホームセンターについては裏面参照

料金を支払った後でも、クーリング・オフできる場合がありますので、消費生活センターに相談しましょう。



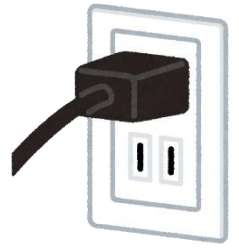
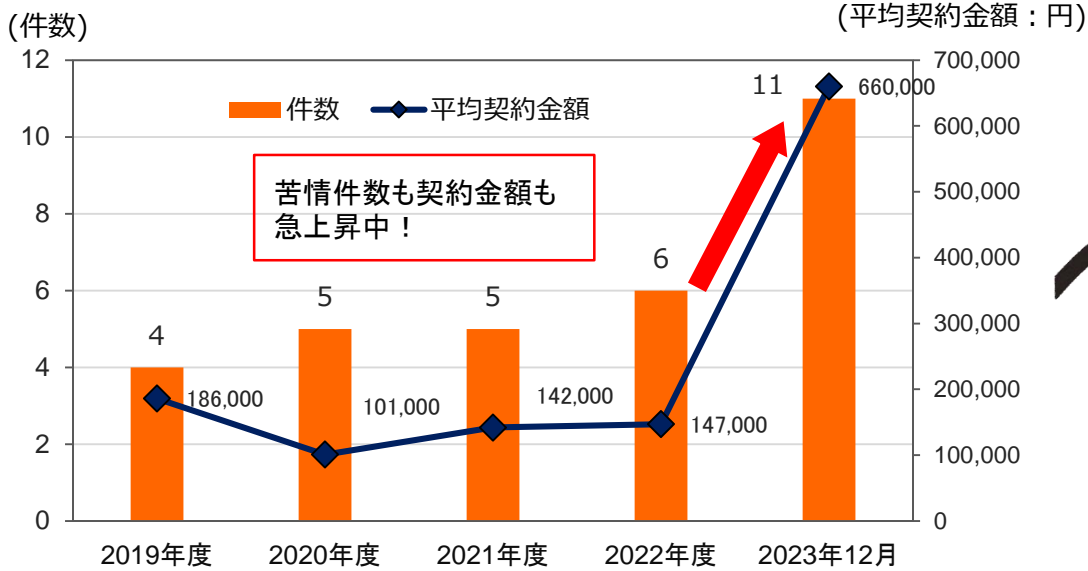
兵庫県立消費生活総合センター

〒650-0046 神戸市中央区港島中町4-2

TEL: 078-303-0999 【消費生活相談】

【「ネット広告の電気工事トラブル」の相談データ（兵庫県内消費生活センター受付）】

苦情件数及び契約金額（年度別）



【でんき工事ホームセンター（出典：兵庫県電気工事工業組合HP）】

「でんき工事ホームセンター」とは小工事（家庭内の不意の電氣的トラブルや電気配線の取り付け、修理、ちょっとした配線、コンセントの増設など）に、また、あらゆる電気の相談に円滑かつ迅速に対応するため、電気工事工業組合が主体となって設置・運営する事務所です。

兵庫県内のでんき工事ホームセンター一覧（問合せ先）はこちら。



洗濯機を触ると電気のびりびりを感じる…



コンセントが破損している…



タコ足配線をしていて過熱している…



コードを釘などで固定してしまった…



【クーリング・オフについて】

料金を支払ってしまった後でも、以下のような場合は、特定商取引法の訪問販売による「クーリング・オフ」が適用できる可能性があります。

(※) 無条件で申込の撤回や契約の解除ができる制度

- ・見積りのために呼んだ事業者とその場で契約した場合
- ・広告などの表示額と実際の請求額が大きく異なる場合

※特定商取引ガイド「訪問販売等の適用除外に関するQ & A」（消費者庁）を参照
<https://www.no-trouble.caa.go.jp/qa/exclusion.html>

クーリング・オフ

